Dは、対象期間における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転（原子炉の熱出力を定格熱出力に保ち運転することをいう。以下同じ。）を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を低下させて運転した期間（安全性を確保するための出力低下期間を除く。以下同じ。）を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

ロ　A×（B－C）×24

A及びBは、それぞれイに定めるところによる。

Cは、対象期間を日を単位として表した数にみなし設備利用率を一から差し引いて得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に六月経過日数を加えて得た数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

**別表第八**（第十一条関係）

| 設備能力の合計出力 | 金額 |
|---|---|
| 百万キロワット未満 | 一億円 |
| 百万キロワット以上二百万キロワット未満 | 二億円 |
| 二百万キロワット以上三百万キロワット未満 | 三億円 |
| 三百万キロワット以上四百万キロワット未満 | 四億円 |
| 四百万キロワット以上五百万キロワット未満 | 五億円 |
| 五百万キロワット以上六百万キロワット未満 | 六億円 |
| 六百万キロワット以上七百万キロワット未満 | 七億円 |
| 七百万キロワット以上八百万キロワット未満 | 八億円 |
| 八百万キロワット以上九百万キロワット未満 | 九億円 |

**別表第九**（第十一条関係）

| 設備能力の合計出力 | 金額 |
|---|---|
| 百万キロワット未満 | 五千万円 |
| 百万キロワット以上二百万キロワット未満 | 一億円 |
| 二百万キロワット以上三百万キロワット未満 | 一億五千万円 |
| 三百万キロワット以上四百万キロワット未満 | 二億円 |
| 四百万キロワット以上五百万キロワット未満 | 二億五千万円 |
| 五百万キロワット以上六百万キロワット未満 | 三億円 |
| 六百万キロワット以上七百万キロワット未満 | 三億五千万円 |
| 七百万キロワット以上八百万キロワット未満 | 四億円 |
| 八百万キロワット以上九百万キロワット未満 | 四億五千万円 |

**別表第十**（第十一条関係）

| 設備能力の合計出力 | 金額 |
|---|---|
| 百万キロワット未満 | 五千万円 |
| 百万キロワット以上二百万キロワット未満 | 七千五百万円 |
| 二百万キロワット以上三百万キロワット未満 | 八千七百五十万円 |
| 三百万キロワット以上四百万キロワット未満 | 九千三百七十五万円 |
| 四百万キロワット以上五百万キロワット未満 | 九千六百八十七万円 |
| 五百万キロワット以上六百万キロワット未満 | 九千八百四十三万円 |
| 六百万キロワット以上七百万キロワット未満 | 九千九百二十一万円 |
| 七百万キロワット以上八百万キロワット未満 | 九千九百六十万円 |
| 八百万キロワット以上九百万キロワット未満 | 九千九百八十万円 |

**別表第十一**（第十一条関係）

| 使用済燃料を貯蔵するための設備 | 原子炉 |
|---|---|
| 五七資庁第一〇五八八号により、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定による改正前の原子炉等規制法（以下この表において「旧原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備 | 泊発電所一号炉 |
| 五七資庁第一〇五八八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備 | 同発電所二号炉 |
| 平成一四・〇七・三一原第二号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備 | 同発電所三号炉 |
| 四五原第七六六二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備 | 東通原子力発電所一号炉 |
| 八資庁第九七九三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備 | 女川原子力発電所一号炉 |
| 六二資庁第五四四二号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備 | 同　発電所二号炉 |
| 六資庁第七二六五号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備 | 同　発電所三号炉 |
| 四九原第三九八九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備 | 福島第二原子力発電所一号炉 |